

平成 22 年 11 月 19 日(金)
年金局事業企画課
（担当・内線） 課長補佐 安藤 公一 (3573)
課長補佐 尾崎 美弥子(3589)
（電話直通） 03(3595)2770
日本年金機構本部
（担当）リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
（電話直通） 03(5344)1112

報道関係者 各位

情報漏えいの再発防止について

本日開催された「第3回保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」において、別添を報告しましたので、配付いたします。

情報漏えいの再発防止について

平成22年11月19日
厚生労働省年金局

1. これまでの経緯について

- (1) 本年6月、日本年金機構において、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に至る過程で仕様書案等の情報漏えいがあったことが発覚した。
- (2) 7月、日本年金機構は、当該事案に関する内部調査の検証、原因の分析、再発防止策の検討等を行うため、外部有識者から成る「第三者検証会議」（堀 裕委員長：弁護士・堀総合法律事務所、千葉大学副学長、内閣府公益認定等委員会委員）を設置した。
- (3) 8月、「第三者検証会議」は報告書をとりとまとめ、その中で、次の七つの柱の再発防止策を提言した。
 - ① 個人の見識に依存しない情報管理体制の整備
 - ② 調達業務における外部事業者との接触のルール化
 - ③ 規範意識の向上
 - ④ 機構全体のリスク管理
 - ⑤ 適切な人員配置
 - ⑥ 機構職員の経験、ノウハウの蓄積と継承
 - ⑦ 機構職員の一体感の醸成
- (4) 日本年金機構は、この提言を踏まえて再発防止策の検討を重ね、10月29日に「情報漏えい事案の再発防止のためのアクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。別添資料1）を決定した。

2. 再発防止のための取組について

- (1) 厚生労働省では、10月18日に開催した「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」（主査：藤村副大臣）において、日本年金機構から、当該事案の反省に立った再発防止策の取組状況等について報告を受けるとともに、年金局において、アクション・プランのヒアリング等を実施してきた。
- (2) また、11月5日に日本年金機構愛媛事務センターの職員が年金個人情報漏えいの疑いで逮捕されたことから、急遽、この事案についても、機構から報告を求めたところである。

(3) 日本年金機構は、旧社会保険庁が様々な問題を起こしたことで損なわれた公的年金制度やその運営への信頼を回復することを重要な使命としているにもかかわらず、なお問題が発生していることは、極めて遺憾である。

したがって、今後、再発防止への取組を、次のとおり強力に進めていくこととする。

① 日本年金機構は、アクション・プランに盛り込んだ具体的取組を、着実に実行していくものとする。

② その実施状況については、それぞれの取組ごとに定めた担当部署が定期的に点検の上、日本年金機構の理事長、副理事長及び常勤の理事をもって構成される運営会議に報告するものとする。

③ 運営会議は、上記②の報告をチェックし、取組状況に問題があるものについては、改善方策を検討し、指示するものとする。

また、理事長は、直属の監査部を活用し、実施状況の効果的な把握に努めるものとする。

④ 上記のほか、日本年金機構は、次の措置を講じるものとする。

(i) 入札情報漏えい事案の発生にかんがみて記録問題対策部で取り急ぎ講じられた次の措置については、他の部署においても同様に講じることが必要であることから、機構本部の全ての業務部門及び各ブロック本部においても、直ちに実施すること。

(a) 仕様書などを保存するファイルへのアクセス制限

(b) 事業者と電子メールで接触する際の上司・同僚への転送・同送

(c) 提案書に関する評価委員会への外部委員の任命

(ii) 調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る取扱の適正化は極めて重要であることから、10月1日に定めた「実施要領」(別添資料2)の遵守状況を把握し、報告すること(初回の報告期限は、本年末とする)。

【参考】「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」の主な内容

- ・ 資料等の提供依頼には、原則としてホームページを活用
- ・ 事業者と面接や電話により接触する際の上司への事前・事後の報告、並びに、接触内容等の書面による記録の管理
- ・ 事業者と電子メールで接触する際の上司・同僚への転送及び同送

(iii) ブロック本部の調達に係る契約審査会の構成員について、当該ブロック本部に駐在する監査部職員(所属は、機構本部)を加えることとした措置は、調達手続きの一層の透明化を図る上で有効であることから、当該措置の履行状況を把握し、報告すること(初回の報告期限は、本年末とする)。

- (iv) 愛媛事務センターの職員（管理職にある者）が年金個人情報漏えいの疑いで逮捕されたことにかんがみ、業務目的外の個人情報の閲覧を防止するために行っている「氏名索引処理結果の点検・確認」については、管理職にある者が氏名索引処理を行った場合には必ず別の職員が点検・確認を行うものとし、これを直ちに周知徹底するとともに、遵守状況を把握して報告すること（初回の報告期限は、本年末とする）。

【参考】「個人情報保護管理事務取扱要領」（抄）

2 アクセス制限

(1) 日々の監視体制

② 氏名索引処理結果の点検・確認

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力する。……業務担当課長等は、氏名索引照会の処理結果を氏名索引照会票等……と突合せをすることにより点検・確認を行う。

※ 愛媛事務センターの職員が年金個人情報漏えいの疑いで逮捕されたことに関しては、今後、事案の解明に合わせて、更なる措置を検討し、指示する。

- (4) 上記(3)に掲げた取組については、既に年金局長から日本年金機構理事長に対して指示したところ（11月12日）であり、今後は、機構によるこれらの取組の実施状況を把握し、監督していくことが重要となる。

このため、年金局は、機構に対して随時、報告を求めるほか、機構の監査部と適切な役割分担を図りながら、特別監査を実施していくこととする。

- (5) 更に、再発防止の徹底を図る観点から、年金局と日本年金機構は連携して、次の取組を進めるものとする。

(i) 機構は、情報漏えい事案の再発防止について、広く現場職員から提案を募り、活かしていく。

(ii) 機構は、年金個人情報の漏えい防止策とその実施状況について総点検を実施する。

その結果も踏まえ、更なる改善措置について、機構と年金局が共同して、民間企業における取組なども参考にしながら検討を進め、逐次、実施に移していく。

(iii) 機構職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図る観点から、機構と年金局が共同して、各年金事務所等の現場で反復・継続して効果的な研修を実施できる教材や方法等について検討を進め、逐次、実施に移していく。

- ◎ なお、日本年金機構のみならず年金局においても、入札情報や年金個人情報の漏えい防止策について、積極的に必要な対策を講ずることとする。

別添資料 1 (省略)

情報漏えい事案の再発防止のためのアクション・プラン

平成 22 年 10 月 29 日

運営会議決定

別添資料 2 (省略)

調達に係る情報収集・情報提供実施要領

平成 22 年 10 月 1 日制定・施行

人事・会計部門担当理事決定

(参考)

日本年金機構愛媛事務センター等での情報漏えい事案について

平成22年11月19日

日本年金機構

日本年金機構四国ブロック本部事務センター年金給付グループ長が、国家公務員法及び日本年金機構法による秘密保持義務違反により、平成22年11月5日に愛媛県警に逮捕された。

1 行為者の属性及び逮捕容疑

① 行為者の氏名及び所属

氏名：坪内金博（54歳。昭和52年4月松山社会保険事務所庶務課採用）

逮捕時の所属：機構四国ブロック本部愛媛事務センター年金給付グループ長

（11月8日付で四国ブロック本部管理部付に異動）

② 逮捕容疑

国家公務員法第100条（秘密を守る義務）違反

日本年金機構法第25条（役職員の秘密保持義務）違反

③ 本件の教唆犯として逮捕された者

栗林秀孝（松山市内在住。無職。70歳）

2 行為者による行為内容

- 行為者は愛媛県警に拘留されており、機構による直接の聴取ができない状態にあるが、新聞報道によれば、行為者は以下の非違行為を行った疑いがある。

平成21年11月26日頃：愛媛社会保険事務局今治社会保険事務所で国民年金課長として在籍していた際に、愛媛県外在住の被保険者の個人情報をもとに栗林に漏えいした

平成22年6月24日頃：愛媛事務センターで年金給付グループ長として在籍していた際に、愛媛県外在住の被保険者の個人情報を栗林に漏えいした

- なお、逮捕容疑には含まれていないが、これらの行為とは別に、行為者は、平成21年2月頃（当時愛媛社会保険事務局業務管理室業務第一係長）、愛媛県内の女性方を訪れて、年金が多く支給される旨を説明し、暗に謝礼を要求したとの新聞報道がある。

機構において当時の上司（事務局業務管理室長）に聴取したところ、同元室長は、21年9月に、行為者とともに当該女性の自宅に謝罪に訪れたことが確認された。

3 氏名索引照会について

- 行為者は、社会保険オンラインシステムにおいて、被保険者・受給権者の氏名を用いて年金記録を索引する氏名索引照会により被保険者の個人情報入手し、漏えいしたことが疑われる。
- 氏名索引照会については、業務目的外の索引を禁じるとともに、年金事務所の課長等（以下「課長等」という。）が照会処理による個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることの確認を行うこととなっている（参考1・2を参照）が、課長等が自ら行った氏名索引照会の処理結果の年金事務所長等による確認については明確にはルール化されていなかった。

このため、今治社会保険事務所及び愛媛事務センターでは、課室長又はグループ長が自ら行った氏名索引照会について、社会保険事務所長又は事務センター長等による確認は行われていなかった。

（参考1）個人情報保護対策の更なる強化に伴う社会保険オンラインシステムにおける事務処理の改善及び業務処理の機能追加について（抜粋）

（平成16年12月27日社業発第84号 社会保険業務センター総務部長・情報管理部長発地方社会保険事務局長宛通知）

1 氏名索引届書処理結果リスト

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われているか否かを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力することとしたこと。

システム運用責任者は、オンライン開始後速やかに前日分の当該リストを出力したうえで、各担当課長等に配布することとし、各担当課長等は氏名索引照会の処理結果について、照会票等と突合することにより点検確認を行うこと。

（以下略）

（参考2）（日本年金機構）個人情報保護管理事務取扱要領（要領第29号）（抜粋）

② 氏名索引処理結果の点検・確認

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力する。

システム運用責任者は、オンライン開始後速やかに前日分の当該リストを出力した上で、業務担当課長等に配付することとし、業務担当課長等は氏名索引照会の処理結果を氏名索引照会票等（年金相談受付票の写、画面ハードコピーに照会理由を記載したもの、照会を行った対象者の一覧等、照会理由の分かるものでも可）と突合せをすることにより点検・確認を行う。

4 再発防止策

- 本件事案の全体像及び原因は未だ把握されていないが、課長等自身による氏名索引照会の処理結果に対して年金事務所長等の別の職員による確認が行われていなかったことは、行為者による情報漏えいを可能とした要因の一つ（脆弱性）と考えられる。
- このため、機構においては、年金局からの指示も踏まえ、本部及び全国のブロック本部、事務センター及び年金事務所に対して、平成22年11月12日付で、業務担当課長等（年金事務所長、同副所長、事務センター長を含む。）が行った氏名索引照会の処理結果について、必ず照会を行った者とは別の職員が点検・確認することを義務付ける指示・依頼を行った。
- 今後、本件事案の解明に合わせて、更なる措置を検討し、実施していく。